

経営バイタル
の強化書 KEIEI VITAL

金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングの現状と対策

金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書



金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングの現状と対策（法改正等）について確認しておきましょう！

1 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書

警察庁は、1月8日、「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書」を掲載しました*。

この報告書は、金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングの状況、マネー・ローンダリング対策の方向性（(1)預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則の在り方、(2)有償で他人に財産を移転させる行為

（「送金バイト」を利用する行為）への対応、(3)「架空名義口座」を利用した新たな措置について）から構成されており、近年増加している匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺等の被害への対策とこれらの犯罪において悪用されている預貯金契約等の金融サービスのマネー・ローンダリングへの対策が検討されています。

2 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングの状況

様々な犯罪によって得た収益等を、その出所や真の所有者が分からないようにするマネー・ローンダリング行為の前提犯罪となり得る特殊詐欺等の財産犯（強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領）の被害状況については以下のとおりとなっています。

① 財産犯の被害状況

財産犯（刑法犯に限る）の被害額は近年増加を続けており、令和6年には約4,021億円と、平成元年以来最も高かった平成14年の水準を大きく上回っています。

その内訳を見ると、詐欺による被害額が約3,075億円となっており、10年前の平成26年の同被害額の約3.6倍となっています。

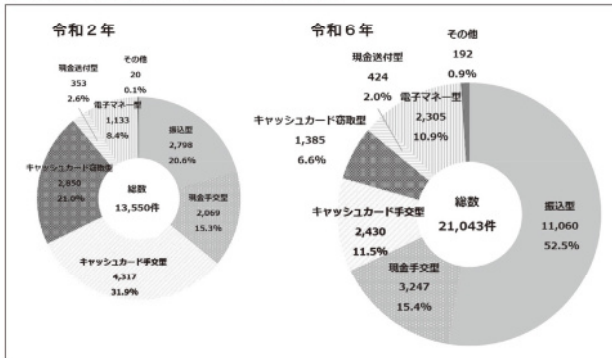
② 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況

詐欺の中でも特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額の増加が著しい状況となっており、前者については、令和7年7月末時点で、既に過去最悪となった令和6年の被害額約719億円を上回っています。また、後者についても、令和7年10月末時点で、令和6年の被害額約1,272億円を上回るなど憂慮すべき状況となっています。

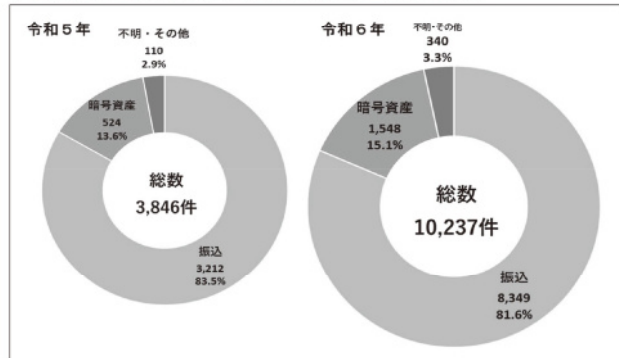
③ 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の主な被害金等交付形態

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に係る主な被害金等の交付形態については、近年では預貯金口座への振込みによる交付が大部分を占めています。

【図1】 主な被害金等交付形態（特殊詐欺）



【図2】 主な被害金等交付形態（SNS型投資・ロマンス詐欺）



3 マネー・ローンダリング対策の方向性

上述のような状況を受け、下記3つの点から対策の方向性が検討されています。

- (1) 預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則の在り方
- (2) 有償で他人に財産を移転させる行為(「送金バイト」を利用する行為)への対応
- (3) 「架空名義口座」を利用した新たな措置

(1) 預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則の在り方

① 現行の罰則

犯罪収益移転防止法第28条から第30条で、預貯金通帳、キャッシュカードをはじめ、暗号資産交換に係るアカウント情報、為替取引カード等各種金融サービスを利用するために必要な情報等の不正な譲渡等について罰則が規定されています。

預貯金通帳の不正な譲渡等についての罰則は、犯罪収益移転防止法の前身である金融機関等による顧客等の本人確認及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律で、規定が創設された当初(平成16年)は現行の犯罪収益移転防止法第28条の第1項、第2項及び第4項に規定する行為についてはそれぞれ罰金50万円、第3項に規定する行為については、2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金、又はこれの併科とされていましたが、平成23年に罰則が引き上げられ、各行為の法定刑は下記図のとおりとなり、禁止対象となる金融サービスも順次追加されてきています。

【図3】法定刑の変遷

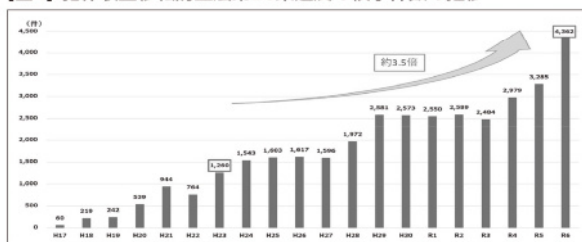
	H16	H19	H21	H23	H28	R4
	本人確認法		犯罪収益移転防止法			
	預貯金通帳等の譲渡等		預貯金通帳等、為替取引カード等の譲渡等			
譲受け譲渡し	罰金 50万円			1年以下の拘禁、 罰金 100万円	譲渡等を禁止する対象に暗号資産、アカウント情報等を追加。	譲渡等を禁止する対象に暗号資産、アカウント情報等、ステップアッププログラム等を追加。
業として	2年以下の拘禁、 罰金 300万円	犯罪収益移転防止法制定、 本人確認法廃止	譲渡等を禁止する対象に為替取引カード等を追加。	3年以下の拘禁、 罰金 500万円	※罰則はH23の預貯金通帳等の規定と同一。	※罰則はH23の預貯金通帳等の規定と同一。
勧誘誘引	罰金 50万円	※罰則はH16の預貯金通帳等の規定と同一。	罰則の追加	1年以下の拘禁、 罰金 100万円	※罰則はH23の預貯金通帳等の規定と同一。	罰則の追加

② 預貯金通帳の不正な譲渡等の状況

犯罪収益移転防止法第28条違反の検挙状況を見ると、令和6年の検挙件数は4,362件と、現行の法定刑に引き上げられた平成23年の検挙件数(1,260件)の約3.5倍となっており、当該法定刑の引き上げ後も検挙件数は引き続き増加を続けています。

犯罪等に不正利用された預貯金口座の利用停止・強制解約等の件数は、令和6年度中の利用停止・強制解約等は128,301件と、平成23年度中の件数(40,639件)の約3倍となっています。

【図4】犯罪収益移転防止法第28条違反の検挙件数の推移



このような状況を受け、下記の対策が検討されました。

- 預貯金通帳の不正な譲渡等の法定刑を引き上げるべきである。

- 法定刑の引き上げの程度については、他法令との均衡を考慮しつつ検討すべきである。
- 預貯金通帳の不正な譲渡等が犯罪であることの広報の強化も併せて実施していく必要がある。

(2) 有償で他人に財産を移転させる行為(「送金バイト」を利用する行為)への対応

① 新たな手口の発生

特殊詐欺等の犯罪を実行する匿名・流動型犯罪グループは、その手口の巧妙化を図ってきており、最近では、有償で他人に依頼して当該他人名義の預貯金口座等を介して送金をさせる行為(「送金バイト」を利用する行為)が行われており、具体的には、SNS等を通じて送金を代行するバイトを募集した上で、これに応募した口座名義人に対し、その者の名義の預貯金口座の使用・管理を継続させながら、当該預貯金口座に振り込まれた財産を指定された別の預貯金口座に送金させる新たな手口がみられるようになってきています。

② 現行法の適用

「送金バイト」を利用する行為については、送金行為者において移転する財産が犯罪収益等であるとの認識がない場合には、組織的犯罪処罰法第10条の犯罪収益等の仮装・隠匿等に当たるとすることは困難であり、また、犯罪収益移転防止法第28条等の罰則を適用するためには、①なりすましの目的があるといえるか、②役務の提供等を受けるために必要な情報を渡しているといえるかの点から適用が困難であり、「送金バイト」を利用する行為が新たなマネー・ローンダリング行為としてみられる一方で、正当な社会経済活動や商取引の一環として、他者から依頼されて送金を行うことは広くみられるところであることから、現行法適用での対応は困難と考えられました。

このような状況を受け、下記の対策が検討されました。

- 「送金バイト」を利用する行為は、実質的には他人名義の銀行口座等を不正に利用する行為で、通帳の不正譲渡等と実質的に同価値の脱法的行為であり、罰則の創設が必要である。
- 規制に当たっては、有償での送金行為に限定するとともに、正当な社会経済活動等の一環で行われる送金代行行為を規制の対象から除くべきである。
- 「送金バイト」行為やこれを利用する行為が犯罪となることの広報も併せて実施していく必要がある。

(3) 「架空名義口座」を利用した新たな措置

預貯金口座等が悪用されて行われる特殊詐欺等の状況等から、現行の罰則の見直し強化に加えて、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための新たな施策を行うことが必要であると考えられ、このために、「架空名義口座」を利用した新たな措置が検討されました。

この措置は、

- ① 警察官が「架空名義口座」を、SNSで口座売買を誘引する者等に譲渡等。
- ② 同口座への入金後、その利用停止措置を講じるなどして財産の移転を防止。

をとることを前提として検討され、

- 引き続き預貯金通帳の不正譲渡等が行われ得ることを踏まえ、預貯金口座等の犯罪利用防止のための新たな対策として本措置を導入する必要性が認められる。
- 本措置は、元々犯意のなかった者に、本措置がなければ起こらなかった犯罪を実行させるものではないこと等から、相当性が認められる。
- 入金された財産は被害者等に原則返還するが、返還されなかった財産は一定の手続きを経て他の被害者の被害回復のための給付金の原資とし、なお残余した金銭は都道府県で犯罪被害者等の支援施策など必要な経費に充てる方向で検討すべきとされました。

※ 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会(R7.12報告)(警察庁)(URL: <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kondankai/kondankai.htm>)